明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（一八）　四
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（一九）　五
○森林法の一部を改正する法律（二〇）　一〇
○お茶の振興に関する法律（二一）　一〇

〔政　令〕
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（一〇五）　一〇
○薬事法施行令の一部を改正する政令（一〇六）　一二

〔省　令〕
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一五）　一二

〔告　示〕
○金融商品取引法第五十七条の十二第一項の規定による特別金融商品取引業者の親会社の指定に関する件（**金融庁**四六）　一二
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**同**四七）　一二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象を改正する件（**外務**一七二～一七四）　一三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一三六～一三八）　一九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**同**一三九）　二〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所の平成二十三年度計画の公表・第三期中期計画の公表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、西日本高速道路株式会社工事開始、型式適合認定、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三五
会社その他　三六
会社決算公告　四一

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第一八号）（法務省）

判事の員数を四五人増加することとした。（第一条関係）

この法律は、平成二三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（法律第一九号）（文部科学省）

一　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正関係

1　学級編制の標準の改定

公立の小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四〇人から三五人に引き下げることとした。（第三条第二項関係）

2　学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直し

㈠　都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従うべき基準としての位置付けを改め、標準としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記することとした。（第四条関係）

㈡　市町村立義務教育諸学校の学級編制についての市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とすることとした。（第五条関係）

3　教職員定数の標準の基礎となる学級数の見直し

各都道府県ごとの公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準となる数の算定について、その基礎となる学級数を、実学級数から都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により算定した学級数に改めることとした。（第六条第二項及び第一〇条第二項関係）

4　教職員定数の算定に係る加算が行われる場合の追加等

㈠　小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合を加えることとした。（第七条第二項前段関係）

㈡　障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情を明記することとした。（第一五条第三号関係）

㈢　教職員定数に係る加算に係る数については、校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努めなければならないこととした。（第七条第二項後段及び第一五条後段関係）

二　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係

1　県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項の明記

都道府県教育委員会が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を明記することとした。（第四一条第二項関係）

2　市町村教育委員会の意見の尊重

都道府県教育委員会に対し、1の場合に聴くこととされている市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けることとした。（第四一条第三項関係）

三　検討等

政府は、この法律の施行後、公立の義務教育諸学校における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとした。（附則第二項及び第三項関係）